

# 道路インフラ包括的民間委託導入可能性調査業務委託

## 公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務の背景と目的

本市は、昭和 41 年に旧 14 市町村の合併により誕生し、旧市町村単位を中心に生活圏が形成されている広域多核型の都市構造となっている。合併以降、人口増加・経済成長基調の中で、需要増加に伴う道路施設の不足解消、大雨や地震等の自然災害への対応といった「需要追随・要望対応型」の道路事業に取り組んできた。

そのため、現在に至るまで市は多くの道路インフラを管理しているが、これらインフラの老朽化は加速度的に進行している状況である。さらに、将来的には、市内総人口及び生産年齢人口の減少や超高齢社会の進展によって、道路維持管理業務に充てられる財源の減少が見込まれているほか、土木職員の減少や市内建設業の担い手不足も予想される。こうした状況を踏まえ、道路インフラを良好な状態で次世代に継承していくためには、より効率的かつ効果的な維持管理体制を構築する必要がある。

そこで本業務は、道路インフラの維持管理業務において、民間事業者の意見を踏まえた事業スキームの検討や導入可能性の評価を行い、包括的民間委託の導入可能性を調査することを目的とするものである。本業務の委託事業者の選定にあたり、高度な専門性、技術力、企画力及び同様の業務実績を有する者を委託事業者として選定するため、一般公募により企画提案を募るものである。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務の名称

道路インフラ包括的民間委託導入可能性調査業務委託

#### (2) 業務の内容

別紙「道路インフラ包括的民間委託導入可能性調査業務委託特記仕様書」のとおり。

ただし、契約時に契約候補者として選定された者の企画提案内容に応じて、特記仕様書を変更することがある。

#### (3) 業務の期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 26 日（金）まで

#### (4) 提案上限額

14,751 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

なお、上限額を超える見積額を提案した場合は失格とする。

### 3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、(1)一般要件の全てに該当し、かつ(2)個別要件ア又はイのいずれかに該当する者とする。なお、共同企業体の場合は、上記の要件に加

え、「(3)共同企業体による入札参加形態」に該当する者とする。

(1) 一般要件

ア 法人格を有する団体であること。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、本市の入札参加制限を受けていないこと。

ウ いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和 52 年 3 月 28 日制定）に基づく入札参加者選定基準による指名排除措置を受けていないこと。

エ いわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱（平成 28 年 3 月 30 日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。

オ 次の（ア）から（カ）までの要件に該当しないこと。

（ア）特別な理由がある場合を除くほか、入札に係る契約を締結する能力を要しない者及び破産者で復権を得ない者

（イ）法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされる場合においてこれを受けていない者

（ウ）法人税又は所得税、消費税及び地方消費税並びに本市に収めるべき市税を納付していない者

（エ）いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 2 月 22 日制定）第 4 条第 1 項に規定する排除措置対象者に該当する者

（オ）工事等に関して、保証した者が故意にその義務を免れた場合において、その事実のあった日から、2 年を経過していない者

（カ）資格の審査に関する申請書その他の添付書類について虚偽の事項を記載した者

カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。

キ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(2) 個別要件

ア 過去 10 年間で、地方公共団体における道路インフラの維持管理に関する包括的民間委託導入可能性調査の業務実績<sup>(※1、※2)</sup>を有すること。

イ 過去 10 年間で、地方公共団体における道路インフラの維持管理に関する包括的民間委託事業の業務実績<sup>(※3)</sup>を有すること。

※1 「先導的官民連携支援事業」、「民間提案型官民連携モデリング事業」は要件アに該当する。

※2 1 業務中に他分野（公園等）が含まれていても、道路インフラの維持管理に関する包括的民間委託の導入可能性を検討した業務であれば、要件アに該当する。

※3 再委託による業務実績は要件イに該当しない。

(3) 共同企業体による入札参加形態

共同企業体（本業務を共同連帯して行うことを目的に2以上の者が構成員となって結成した共同体をいう。）である場合は、次の全ての要件に該当していること。

ア 構成員の数が3を超えない者

イ 構成員のいずれもが「(1)一般要件」の全てに該当し、代表構成員が「(2)個別要件ア又はイ」のいずれかに該当する者

ウ 代表者の出資割合は、構成員のうち最大とし、共同企業体の構成員のうち最小の出資者の出資割合は、共同企業体の構成員数に応じ、次の割合以上とする。ただし、この割合により難しい特別の理由があると認められる場合については、この限りでない。

・ 2社 40パーセント

・ 3社 30パーセント

エ 共同企業体協定書（様式4）により、共同企業体を組織している者

オ 構成員全てが、その他の提案者及び共同企業体の構成員でないこと

#### 4 本プロポーザルのスケジュール

実施の公告から契約までのスケジュールは、以下を予定している。不測の事態により変更する場合は、参加（提案）者へ個別に連絡するとともに、市公式ホームページで同内容を掲載する。

実施事項	実施時期又は期限
募集公告、実施要領等の配布	令和8年3月19日（木）から
質問の受付期間	令和8年3月19日（木）から3月27日（金）まで
質問に対する回答の期限	令和8年3月31日（火）
参加申込みの受付期間	令和8年4月1日（水）から4月8日（水）まで
参加申込みの結果通知	令和8年4月10日（金）
企画提案書の提出期限	令和8年4月30日（木）まで
プレゼンテーション審査	令和8年5月中旬予定
審査結果の通知・契約の締結	令和8年5月下旬予定

※ 受付時間は土日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時までとする。

#### 5 実施要領等の配布から企画提案書の提出までの方法

##### (1) 実施要領等の配布

実施要領や提出書類の様式等については、令和8年3月19日（木）から市公式ホームページに掲載するのでダウンロードすること。

##### (2) 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、「質問書（様式9）」を使用し、質問事項等を簡潔に記載した上で、令和8年3月27日（金）午後5時までに「12 問い合わせ先」に記載されている電子メールアドレスに送信すること。電子メールの件名は「【質問】道

路インフラ包括的民間委託導入可能性調査業務委託（商号又は名称）」とし、送信後は必ず提出先へ電話により受信確認を行うこと。質問受付期間外や電子メール以外での質問には回答を行わない。

(3) 回答方法

参加者の公平を期すため、質問に対する回答は、市公式ホームページで令和8年3月31日（火）までに公表する。回答にあたって、質問者名は公表しない。ただし、質問の内容が本プロポーザルによる契約候補者選定に公平を保つことができないと判断した場合には、その質問に回答しない。

(4) 参加申込みについて

本プロポーザルへの参加にあたっては、受付期間内に次の書類を提出すること。提出された書類については担当課で参加資格の審査を行い、その結果を令和8年4月10日（金）までに参加表明書に記載された電子メールアドレスに通知する。

なお、令和8年度いわき市入札参加有資格者名簿に登録されていない者については、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当するか否かの調査に時間を要することから、4月10日（金）の結果通知の段階では一旦同項目以外の資格について審査し、その後排除措置対象者であることが判明した場合には、本プロポーザルへの参加を認めない。

ア 受付期間

令和8年4月1日（水）から8日（水）まで

イ 提出書類

- (ア) 令和8年度いわき市入札参加有資格者名簿に登録されている場合は、⑥～⑫を省略可能とする。
- (イ) 必要書類の提出後に記載事項と添付書類に相違があり、参加資格を有していないことが判明した場合には参加資格を無効とする。

提出書類	単体 企業	共同企業体		備考
		代表 構成員	その他 構成員	
①参加表明書 (様式1-1)	○	-		本実施要領「3参加資格」の要件を満たしていることを前提とする
②参加表明書 (様式1-2)	-	○		
③業務実績表 (様式2)	○	○	-	過去10年間の実績のうち、代表的な業務について記載すること
④配置予定技術者(管理 技術者・担当技術者) 調書(様式3)	○	○	○	本業務を受託するにあたって配置する職員の氏名や代表的な業務実績等を記載すること。
⑤共同企業体協定書 (様式4)	-	○		共同企業体として参加する場合のみ
⑥参加者概要書 (様式5)	○	○	○	直近の状況について記載すること(概要がわかるパンフレット等がある場合は併せて提出)
⑦同意書 (様式6)	○	○	○	暴力団等反社会的勢力ではないことを警察等関係機関へ照会することの同意書
⑧商業登記事項証明書	○	○	○	3か月以内に発行された履歴事項全部証明書
⑨国税の納税証明書	○	○	○	3か月以内に発行されたもの
⑩市税の納税証明書	○	○	○	3か月以内に発行されたもの(市内に事業所等がある事業者のみ)
⑪財務諸表	○	○	○	貸借対照表、損益計算書、株式資本等変動計算書(直近のもの)
⑫委任状	○	○	○	受任者申込みの場合のみ

ウ 提出部数

正本1部

エ 提出方法

持参又は郵送とする。持参する場合は、土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時までに持参すること。郵送する場合は、提出期限必着とし、「特定記録郵便」又は「簡易書留」にて郵送すること。

オ 提出先

〒970-8686 いわき市平字梅本21番地(いわき市役所本庁舎5階)

いわき市土木部土木政策課企画調査係

(5) 企画提案書の提出について

参加資格審査を通過した場合、受付期間内に企画提案書として次の書類を提出す

ること。なお、本プロポーザルを辞退する場合には、辞退届（様式10）を持参又は郵送にて提出するものとし、郵送の場合はその旨を電話で提出先へ連絡すること。

#### ア 受付期間

参加申込結果通知日から令和8年4月30日（木）まで

#### イ 提出書類

提出書類	備考
①企画提案書（表紙）（様式7）	・ 必要事項を記載すること
②企画提案説明資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企画提案説明資料には業務の実施方針と、次の企画提案テーマについて具体的な企画内容について記載すること</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【企画提案テーマ】 本市の都市構造を踏まえた モデル地区設定の考え方</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他詳細は、「カ企画提案書作成上の留意事項」を確認すること</li> </ul>
③見積書（様式8）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案上限額を超えない金額とし、業務項目ごとの単価・金額等の内容を明示した明細書（任意様式）を添付すること</li> <li>・ 見積金額が提案上限を超えている場合は、失格とし、審査の対象としない</li> </ul>

※1 提出書類で使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

※2 次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

- (ア) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- (イ) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- (ウ) その他、本プロポーザルに関する条件に違反した提案

#### ウ 提出物

- (1) 提出書類①～③ : 正本1部、副本7部
- (2) (1)の正本電子データ : PDF形式

#### エ 提出方法

提出物(1)は持参又は郵送とする。持参する場合は、土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時までに持参すること。郵送する場合は、提出期限必着とし、「特定記録郵便」又は「簡易書留」にて郵送すること。

提出物(2)は電子メールによる提出とする。電子メールの件名は「【企画提案書】道路インフラ包括的民間委託導入可能性調査業務委託（商号又は名称）」とし、送信後は必ず提出先へ電話で受信確認を行うこと。

#### オ 提出先

〒970-8686 いわき市平字梅本 21 番地（いわき市役所本庁舎 5 階）

いわき市土木部土木政策課企画調査係

電話番号：0246-22-7603

電子メールアドレス: dobokuseisaku@city.iwaki.lg.jp

#### カ 企画提案書作成上の留意事項

- (ア) 企画提案書は 1 提案者につき 1 案とする。
- (イ) 企画提案書は A4 縦又は A3 横サイズで、横書き、左綴じとする。A4 縦の場合は 6 枚以内、A3 横の場合は 3 枚以内にまとめること。
- (ウ) 正本は余白に企業名を表示し、副本には表示しないこと。
- (エ) 審査の公平性を保つ観点から、提案者の名称が特定できるような表現は使用しないこと。
- (オ) 企画提案書は、本業務特記仕様書及び「11 参考資料」に記載されている参考資料(1)～(6)の内容を踏まえて作成すること。
- (カ) 提案内容には、本市の現状、課題、都市構造などを踏まえ、次の①～④の内容を記載すること。ただし、モデル事業の業務期間は 3 年間として提案すること。さらに、①～④に加えて、提案者の独自性、優位性、創意工夫を発揮する内容（本業務の効率化など）を提案することも可能とする。
  - ①モデル地区設定における考え方や重要なポイント
  - ②本業務特記仕様書 2(5)に記載されている本業務の検討対象とする維持管理業務のうち、導入が想定される業務
  - ③モデル地区における段階的な業務内容・エリアの拡大方法の考え方
  - ④モデル地区を設定又はモデル事業を行うことによって発生する課題やリスクと、それらへの対応策
- (キ) 企画提案書の作成にあたり、市公式ホームページ、市統計書、本業務特記仕様書及び「11 参考資料」の資料に示されていない情報については、提案者がこれまでの実績や経験に基づき仮定（値）を設定することも可能とする。

## 6 企画提案の審査及び契約候補者等の選定方法

### (1) 審査委員会の設置

企画提案書等の審査及び評価は、市が設置する「道路インフラ包括的民間委託導入可能性調査業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）にて行う。

### (2) 学識経験者へのヒアリング

審査委員会に先立ち、提出された企画提案書の内容について、本業務に関連した専門知識を有する学識経験者へのヒアリングを行う場合がある。提案者が特定できないようにした上で、学識経験者からは企画提案書の特徴や評価の視点、留意事項等をヒアリングする。審査委員会に当該学識経験者は含まれないが、審査委員会では学識経験者へのヒアリング内容を参考に審査を行う。

ただし、本プロポーザルが公告されてから審査委員会による審査が行われるまで

の期間において、学識経験者と提案者との間に利害関係が生じている又は生じる恐れがある場合には、公平性、公正性、中立性を担保するためにヒアリングを行わない。

### (3) 審査方法

各提案者から提出された企画提案書等を審査基準に基づき審査し、総合的な評価が最も高い提案者を「最優秀提案者（契約候補者）」として選定し、次いで評価の高い提案者を「優秀提案者（次点候補者）」として選定する。評価点の合計が同点の場合は、審査委員会の多数決により選定する。

提案者が1者の場合であっても当該審査は実施し、最低基準（提案内容評価点の6割）以上の評価点を得た場合は、その提案者を契約候補者として選定する。

### (4) プレゼンテーションの実施

企画提案書や提出書類に関する説明及びヒアリング（質疑応答）を実施するため、次のとおりプレゼンテーションを行う。

#### ア 開催予定日

令和8年5月中旬（詳細は別途通知）

#### イ 実施方法

プレゼンテーションは、対面形式により実施することとする。ただし、プロポーザル提案者数や時勢によりWEB会議システム（Zoom等）による審査に変更する場合があることから、詳細は別途通知する。

#### ウ 開催場所

いわき市役所（詳細は別途通知）

#### エ 出席者

配置予定技術者調書（様式3）に記載された本業務の配置予定技術者の中から、管理技術者1名、担当技術者1名の計2名とする。

#### オ プレゼンテーションの内容

(ア) プレゼンテーションは、企画提案書の説明と表現を補足するための追加説明とし、その後、審査委員会の委員によるヒアリング（質疑応答）を実施する。

(イ) プレゼンテーションの内容は、事前に提出した企画提案書に基づく説明とし、新たな資料の追加や修正等により、提案書の内容が変更となるようなものは認めない。

(ウ) 実施時間は、1提案者につき30分程度とし、説明時間を20分、ヒアリング（質疑応答）を10分とする。

(エ) 説明時に、提案者の名称が特定できるような表現及び応答はしないこと。

(オ) プレゼンテーションの実施にあたり、パソコンは提案者で用意すること。投影用の大型モニター、接続用のHDMIケーブル及び電源用延長コードは市で用意する。

## 7 審査結果の通知・公表

本プロポーザルの審査結果は、5月下旬に全ての提案者に対し電子メールで送付し

た後、書面により通知する。また、市公式ホームページにて、「最優秀提案者（契約候補者）」及び「優秀提案者（次点候補者）」を評価点とともに公表するとともに、提案者が特定されない表記により、全ての提案者の名称、評価点及び順位を公表する。

## 8 契約の締結

### (1) 契約の締結

本市と最優秀提案者（契約候補者）との間で、提出された企画提案書及び見積書（見積り内訳書を含む）の記載事項等を踏まえた協議を行い、協議が整った場合に、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく随意契約により、本業務の委託契約を締結するものとする（この協議の際、提出された企画提案書及び見積書（見積り内訳書を含む）の内容等について一部変更する場合がある）。

最優秀提案者（契約候補者）との協議が整わない場合は、優秀提案者（次点候補者）と協議の上、契約を締結するものとする。

なお、最優秀提案者がその決定から契約締結までの間に、本市の入札参加制限、指名排除措置及び指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

### (2) 契約書の作成

契約書は 2 通作成し、本市及び受託者の双方が各 1 通を保有する。契約金額は、消費税及び地方消費税相当額を内書きで記載する。

なお、契約書の作成に要する費用は、全て受託者の負担とし、変更契約についても同様とする。

## 9 情報公開

いわき市情報公開条例（平成 10 年条例第 1 号）（以下、「公開条例」という。）に基づき、行政情報の開示を請求することを市民の権利として保障するとともに、市政運営の公開性の向上を図り、もって市の機関の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにすること及び市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資することを目的として市政情報を公開していることから、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開するものとする。

その他、情報開示にあたっては、公開条例に従って行うものとする。

## 10 留意事項

- (1) 企画提案にあたっては、本実施要領、特記仕様書等を熟読し、それらを遵守すること。
- (2) 本件に係る一切の費用については、全て各提案者の負担とする。
- (3) 各提案者が提出した企画提案等は公表しない。ただし、法令に基づく要請があった場合はこの限りではない。また、提出された書類は返却しない。
- (4) 1 提案者につき 1 案とし、複数提案は禁止する。
- (5) 企画提案に関する提出書類の変更、差し替え、又は再提出は認めない。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じ、かつ、市が承諾した場合については、

この限りではない。

- (6) 企画提案に関する提出書類に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。ただし、選定結果の公表等において、本市が本業務に関し必要と認めるものについては、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国及び日本国以外の国の法令等に基づき保護される第三者の権利の対象になっているものを使用した結果、生じた責任の一切は提案者が負うものとする。
- (8) 企画提案に関し、本市が提示及び提供する書類並びに資料は、本企画提案における提案目的以外での使用、複製、転載を禁止する。
- (9) 提案者が不適切な行動をとった場合、その疑いが生じた等の場合、及び公正に公募型プロポーザルを執行できないと認められるとき、又はその恐れがある場合は、本市は当該提案者を企画提案に参加させず、又は公募型プロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。  
また、後日、一連の企画提案手続きにおいて不正な行為が行われていたことが判明した場合は、当該受託者との契約を解除することがある。  
なお、不正行為等により、本市に何らかの損害を発生させた場合には、損害賠償請求を行うこともある。
- (10) 今後の社会情勢や財政事情の変化、総合計画等に基づく政策変更、その他不可抗力等により、市は事業計画及びスケジュールを変更又は中止する場合がある。このため、選考の過程において前述の事態に至った場合、市は提案者に対して一切の責任を負わないものとする。
- (11) 本実施要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定めることとする。

## 11 参考資料

参考資料(1)及び(2)は、市公式ホームページからダウンロードすること。参考資料(3)～(6) (PDF形式)は市から参加(提案)者へ電子メールで直接提供するため、本プロポーザルへの参加を希望する場合は、令和8年3月19日(木)から4月29日(水)までの期間に「12 問い合わせ先」に記載されている担当者へ連絡し、資料の提供を受けること。

- (1) いわき市道路事業基本方針
- (2) いわき市街路樹管理計画
- (3) 令和7年度官民連携事業の推進のための地方ブロックプラットフォーム第1回官民マッチングイベント(令和7年9月29日実施)におけるプレゼンテーション資料
- (4) 市内建設業関係4団体の加盟企業との意見交換(令和7年10～11月実施)における説明資料及び意見交換における主な質疑内容
- (5) (4)の加盟企業を対象に実施したアンケート調査結果
- (6) 市道の維持管理体制図や、地区別の市道実延長、市内登録業者数等の各種データ

## 12 問い合わせ先

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本 21 番地（いわき市役所本庁舎 5 階）

いわき市土木部土木政策課企画調査係（担当：加藤）

電話番号：0246-22-7603

電子メールアドレス：dobokuseisaku@city.iwaki.lg.jp